



麻しん風しんワクチンの接種はお早めに

今年度の麻しん風しんワクチンの接種対象年齢の方は、実施期間内でお早めに予防接種を受けてください。

実施期間を過ぎると、法定接種を受けることができなくなりますのでご注意ください。

■対象年齢

- ▼1期 満1歳
- ▼2期 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ
- ▼3期 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ(中学1年生に相当する年齢)
- ▼4期 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ(高校3年生に相当する年齢)

■実施期間

- ▼1期 2歳の誕生日の前々日まで
- ▼2・3・4期 平成25年3月31日まで

■問い合わせ

市役所健康対策課



ポリオの接種方法が変わります

9月に不活化ポリオワクチンが導入される予定です。対象の方には詳細が決まり次第通知します。

▼生ポリオワクチンの集団接種は8月で終了します

不活化ワクチンが導入されると、現在の生ワクチンの接種は中止します。集団接種は左記の日程で終了となりますので、ご注意ください。

■日程

7月18日(水)、8月22日(水)

■受付時間 13時～13時30分

■場所 赤岡保健センター

▼不活化ポリオワクチンの定期接種について

■方法 医療機関(個別)で、皮下接種(皮下に注射)

■接種回数と間隔

【初回接種】20日～56日までの間隔をおいて3回

【追加接種】初回接種終了後、6カ月以上の間隔をおいて1回

■標準的な接種期間

【初回接種】生後3カ月から12カ月未満

【追加接種】初回終了後、12カ月から18カ月未満

※接種可能な期間は7歳6カ月まで

▼生ポリオワクチンを1回接種した方

9月以降に不活化ポリオワクチンを3回接種することになります。生ポリオワクチンを2回接種した方は、不活化ポリオワクチンの追加接種は不要です。

■問い合わせ

市役所健康対策課

託児付き健診

日頃子育てに忙しく、ご自分の健康に目を向けることのない子育て世代の方にも受けていただくこと、託児付きの健診日を設けています。ぜひ、この機会に受診ください。

■健診内容 身体計測・検尿・血圧測定・血液検査・診察・歯科相談

■日時 8月31日(金)9時～11時

■場所 のいふれあいセンター

■対象 お子さん(生後4カ月～未就園児)のいる20歳以上の方

■費用 無料

■申込み締め切り 8月17日(金)

※20～39歳の方は加入保険に関係なく受けられます。40歳以上の方は国民健康保険加入者が対象です。市役所から送付されている受診券・問診票・健康保険証をご持参ください

■問い合わせ

市役所健康対策課

国民年金保険料が納められない!!

そんな時は免除制度があります!

申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度

- ◆全額免除 保険料全額が免除 → 年金額/2分の1
- ◆一部納付(一部免除)制度 一部納付は下記3種類です
 - 4分の1納付(保険料額 3,450円) → 年金額/8分の5
 - 2分の1納付(保険料額 7,490円) → 年金額/4分の3
 - 4分の3納付(保険料額 11,235円) → 年金額/8分の7

▼全額免除および一部納付の対象となる所得の目安(審査は本人・配偶者・世帯主の前年の所得で行います)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯(ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方は、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度

退職(失業)による特例免除

対象は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある方。申請する際に「雇用保険受給者証」「雇用保険被保険者離職票」等の写しを添付してください。

*学生の方には「学生納付特例制度」がありますのでご相談ください

●申請および承認期間…免除等のサイクル(始期と終期)は7月から翌年6月までです。申請日にかかわらず、7月から翌年6月までの期間を対象として審査しますが、できる限り7月に申請するようお願いいたします。

※不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください

●申請窓口…市役所市民保険課 国民年金係

承認を受けた期間は…

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます。※一部納付(免除)は、一部の保険料を納付しないと未納になります

また、老齢基礎年金の金額を計算するときには、下図のとおり減額または反映されないことになっていきますのでご注意ください。なお、10年以内であれば追納することができますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。

※3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります

納付保険料	老齢基礎年金額	資格期間
全額納付	全額	年金受給資格期間に入ります
4分の3納付	8分の7	
2分の1納付	4分の3	
4分の1納付	8分の5	
全額免除	2分の1	年金受給資格期間に入らない
若年納付猶予	年金額に反映されません	
未納	年金額に反映されません	年金受給資格期間に入らない

▶問い合わせ//市役所市民保険課または南国年金事務所 ☎088-864-1111



全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番

法務局職員または人権擁護委員が、人権問題に関するあらゆる相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。

■相談内容

差別待遇、暴行・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等

■相談日時

平日8時30分～17時15分

※PHS・一部のIP電話からはご利用できない場合があります

■全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-0003-110

■問い合わせ

高知地方法務局人権擁護課 ☎088-822-13503

職場のトラブル 解決サポートします

高知労働局では、県内に相談コーナーを設置し、労働に関する相談を受け付けています。また、労使間における個別労働紛争(不当解雇、労働条件の引き下げ等)の適切かつ、迅速な解決を図っています。

「香南市どぶろく・リキュール特区」の認定を国から受けました。

平成23年度に香南市が申請していた「どぶろく・リキュール」に係る特区について、同年11月28日付けで「香南市どぶろく・リキュール特区(特区認定第30号)」として国から認定を受けました。

今回の特区の認定により、酒税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量の基準が緩和されます。ただし、特区内(香南市)においても「どぶろく」「リキュール」を製造しようとする場合は、酒類製造業許可を取得しなければ製造することはできません。

その他、食品衛生法などによる酒類製造業許可なども必要になります。

問い合わせ/市役所企画課



障害基礎年金等を受けている方の現況届について

20歳前の障害による障害基礎年金、障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金、母子・準母子福祉年金から切り替わった遺族基礎年金を受けられている方は、毎年7月が「現況届」の提出日となっています。

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届けです。7月初旬に年金事務所から現況届が送られてきま

すので、同封の説明書をよくお読みの上、必要事項を記入し、市役所市民保険課国民年金担当窓口へ7月31日までに提出してください。

なお、「現況届」が提出されない場合や、所得の審査ができない場合には、年金の支払いが一時停止することがありますので、ご注意ください。

■問い合わせ

南国年金事務所 ☎088-864-1111 市役所市民保険課

■問い合わせ

高知労働局総合労働相談コーナー ☎0120-783-722 ☎088-885-6027 高知総合労働相談コーナー ☎088-885-6010 安芸総合労働相談コーナー ☎0887-351-2128

家族会の電話相談

病気のこと、生活上の問題など、ひとりで悩んでいませんか?まず相談することが解決への第一歩。相談員研修を受けた家族会会員が相談をお受けします。同じ悩みを経験しているからこそ分かることがあります。相談は無料、相談内容の秘密は厳守します。

■対象

精神に障害を持った方やそのご家族

■相談日時

毎月第1・3水曜日 10時～12時

■問い合わせ

高知県精神障害者家族会連合会 ☎088-872-8073

